

割賦販売に係る自主規制細則

(自動販売機の取扱い)

第1条 自主規制規則(以下「規則」という。)第3条第2項第1号の規定にかかわらず、個人(他に事業を営んでいる者を除く。)による1台目の自動販売機の購入に係る販売については、規則の対象とする。

(複数の割賦販売条件がある場合の取り扱い)

第2条 規則第5条第1号に定める表示において、個々の商品等で複数の割賦販売条件がある場合は、そのうちの1例若しくは数例の表示で足りることとする。ただし、実質年率が支払期間、頭金の支払等の条件により変わる場合には、支払期間、頭金の支払額等により、実質年率が異なる旨の記載をすることが望ましい。

(集中表示)

第3条 規則第5条第1号但書きの「集中表示」とは、多数の商品を同一条件によって割賦販売を行う営業所等において、店頭の見やすい場所にあらかじめ販売等を意図し用意している条件を集中的に表示し、個々の商品ごとの販売条件の表示に代える表示方法をいう。

(割引率表示の場合の料率の考え方)

第4条 規則第6条第1号ハの方法で表示する場合の手数料の料率は、割引料を分割払手数料の額とし、当該現金価格を当初の元本として算定することとする。

(手数料率の端数の処理)

第5条 規則第6条第2号イに定める実質年率は、その小数点第2位以下を原則として四捨五入したうえで表示をする。ただし、会員の判断により、切上げ又は切捨てにより表示することができる。

(その他の項目の例示)

第6条 規則第10条第1項第5号及び第2項第5号に定めるカード等の利用に関する事項には、例えば、以下のような項目が含まれる。

- (1) カード盗難保険に関する事項
- (2) 年会費に関する事項
- (3) カード等の保管、管理に関する事項
- (4) カード等が第三者によって利用された場合の利用者の責任に関する事項
- (5) 取引条件の変更に関する事項(利用規約の変更、手数料の変更等)

(取引条件の事前開示について)

第7条 規則第13条に定める取引条件の事前開示は、カード等の利用規約を表示すれば足りることとする。

2 会員において、カード等の利用規約が複数あるときは、代表的なものを表示することとする。

(広告の定義)

第8条 規則第15条に定める広告とは、不特定の顧客を誘引するための表示をいい、マスメディアを媒体とするもののほかチラシや店頭に表示しているものも含む。

2 前項において、単に個別方式割賦販売、包括方式割賦販売及びリボルビング方式割賦販売を取扱う旨の広告は規則第14条に定める広告に当たらないが、規則第4条各号又は、第8条第1項各号に掲げる条件について一つでも広告する場合には、これに該当する。

(交付の時期)

第9条 規則第15条第1項において「遅滞なく」とは、個々の個別方式割賦販売に係る契約の事務処理等の手続を遅れることなく行ったうえで交付することとする。

(書面の構成)

第10条 規則第15条第1項の書面は、複数の書面をもって交付することができる。

(債務の弁済費用等)

第11条 規則第17条第2項第1号、第21条第2項第1号に定める費用は、可能な限り具体的な金額を記載し、かつ、費用及び金額は、社会通念上相当な範囲を超えないものとする。

(早期完済に係る手数料)

第12条 規則第17条第2項第2号及び第21条第2項第3号の場合において、会員所定の事務手数料を徴収する場合は、その額又は割合を記載するものとする。

(契約締結時書面の交付時期)

第13条 規則第18条第1項及び第2項において「遅滞なく」とは、個々の包括方式割賦販売又はリボルビング方式割賦販売に係る契約の事務処理等の手続を遅れることなく行ったうえで交付することとする。

(書面の構成)

第14条 規則第18条第1項及び第2項の書面は、複数の書面をもって交付することができる。

(弁済金請求時書面の交付時期)

第15条 規則第19条において、「あらかじめ」とは、各回の弁済金の支払時期及び支払額を、毎月の支払日前に交付する利用明細書に記載して交付するなど、現実に支払請求をする時点までに交付することとする。

(商品名記載の省略にあたっての措置)

第16条 会員は、規則第21条第3項により、商品名等の記載を省略する場合は、次ぎの措置を取らなければならない。

- (1) 商品名を記載すべき欄に、「その他〇品」として、記載を省略した商品等の種類の数の合計を記載すること
- (2) 商品名等及びその現金価格を、会員が可能な限り特定できるような明細書等を交付すること

(購入者等を威迫する言動の例示)

第17条 規則第27条第1号に定める購入者等を威迫する言動に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- (1) 暴力的な態度をとること
- (2) 大声をあげ又は乱暴な言葉を使用すること
- (3) 正当な理由なく多人数で訪問すること
- (4) 購入者等を威迫するような内容の書面を送付し、又は電報を送達すること

(購入者等の私生活又は業務の平穩を害する言動の例示)

第18条 規則第28条第2号に定める購入者等の私生活又は業務の平穩を害する次のような言動に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- (1) 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、又は反復若しくは継続して購入者等を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること
- (2) 購入者等が返済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に定める時間帯以外の時間帯に、購入者等を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること
- (3) 購入者等の割賦販売契約に関する事実その他購入者等のプライバシーに関する事実を購入者等以外の者に明らかにすること
- (4) 正当な理由なく、購入者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること
- (5) 購入者等を訪問した場所において、購入者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと

(委任状の書面構成)

第19条 規則第28条第3号に規定する委任状の書面構成について、「申込みの内容を記載した書面」同一の綴りの第二葉目以降に添付するときは、当該書面の第一葉目に「〇枚目に公正証書作成に係る委任状が添付されていますので、内容を十分ご理解の上直接記名・捺印してください。」旨の文言を赤字の中に赤字で記載し、委任状に直接記名・捺印することとする。

(個別クレジット契約に伴う団体信用生命保険の取扱いに係る書面)

第20条 会員は、規則第29条第1項に規定する書面は、次の事項に留意して作成することとする。

- (1) 団信保険に関する「契約概要」「注意喚起情報」の表記
 - イ 団信保険加入について申込者に対し、「契約概要」「注意喚起情報」に基づき重要事項を告知する。
 - ロ 「契約概要」「注意喚起情報」は個別方式割賦販売契約等の申込書の書面と分離、独立した書面とするか、個別方式割賦販売契約等の申込書と同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別する。
 - (2) 団信保険加入に係る同意取得の書面記載方法
 - イ 申込者に対し団信保険加入の同意が明確な表示が必要であることに鑑み、個別方式割賦販売契約等の署名、押印欄とは別に保険加入に関する署名・押印欄を設定する。
 - ロ 団信保険加入の同意取得は、申込者に対し「契約概要」「注意喚起情報」の内容について確認したうえで同意を取得する旨を表記する。
- ハ 訪問販売による個別方式割賦販売契約の場合であって、同意に関する事項は、日本産業規格Z 8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い赤字、赤枠の中に記載する。ただし、団信保険加入に係る同意取得の専用書面の場合は、赤字、赤枠の表記は、この限りではない。

(反社会的勢力の定義)

第21条 基本規則第30条に定める反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する集団又は個人をいう。

- (1) 次の属性に該当する集団又は個人
 - イ 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
 - ロ 暴力団員(暴力団の構成員)及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ハ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
 - ニ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)
 - ホ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - ヘ 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
 - ト 特殊知能暴力集団等(イからヘに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりをもって、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
 - チ イからトに掲げるもの(以下「暴力団員等」という。)の共生者(暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)
 - リ その他イからチに準ずる者
- (2) 次の行為を行う集団又は個人
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ホ その他イからニに準ずる行為

(関係遮断のための措置)

第22条 基本規則第31条に定める措置を講じるよう努める場合には、個別方式割賦販売については、協会の定める個別信用購入あっせんに係る自主規制規則別紙記載例1-1、包括方式割賦販売については、協会の定める包括信用購入あっせんに係る自主規制規則別紙記載例1-1を参照する。

(反社会的勢力が行う行為の例示)

- 第23条 基本規則第5条の5第1項に定める反社会的勢力が行う行為又は行った行為に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。
- (1) 暴力的不法行為等
 - (2) 当該規制対象者が暴力団員である場合において、当該規制対象者の所属する暴力団の威力を示して行う暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第9条各号に掲げる行為
 - (3) 暴力団員が当該暴力団員の所属する暴力団の威力を示して行う法第9条各号に掲げる行為を行っている現場に立ち会い、当該行為を助ける行為

(改廃)

第24条 本細則の改廃は自主規制委員会の決議を経て行う。

2 自主規制委員会は、前項により改廃を行ったときは、理事会にその内容を報告しなければならない。

附則(平成25年4月1日)

本細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則(令和元年9月24日)

本細則は、令和元年9月24日から改正施行する。

附則(令和2年9月29日)

本細則は、令和2年9月29日から改正施行する。